**人口減少対策における自然減対策についての提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和４年１２月**

人口減少対策における自然減対策について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2021年の合計特殊出生率は1.30となり、出生数も約81万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、新婚生活に対する経済的支援や不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、「希望出生率1.8」の実現に向けては、国民の結婚、妊娠、子育てなどの希望がかなう、令和時代にふさわしい環境の整備が必要であり、少子化の克服に向け、中長期的に取り組んでいく必要がある。

政府が定めた第４次少子化社会対策大綱では、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい少子化対策として、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境の整備や、多様化する子育て家庭のニーズに応える取組を推進するとされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてもアプローチが異なることから、地方公共団体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受けており、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっている。さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方やオンライン教育などの普及は、住まいや仕事、教育における「場所」の制約を無くし、都市と地方の関係を大きく変える可能性があることから、地方創生推進の観点からも、国を挙げて子育て環境の充実に取り組んでいく必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、早急に具体的な施策の立案やそれを実現するため、次の事項について提言する。

１　こどもまんなか社会の実現のためのこども家庭庁

(１)　令和５年４月に設立される「こども家庭庁」においては、子どもの権利保障や生涯にわたる自立支援など、子どもの育成に関する基本的な考えを明確化した上で、真に子どものためになるよう、子どもに関する課題を切れ目なく網羅的・一元的に把握し、各分野における子ども関連政策について、省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を担う十分な権限と財源と人員を確保した実効性ある組織とすること。

(２)　 また、国において子どもに関する施策を一元化する際には、施策の実施の多くを担う地方の意見を取り入れ、地方においても一貫した執行体制で子ども施策を執行できるよう、必要な見直しを行うこと。加えて、国が直ちに一元化に至らない分野においても、地方が子どもの育成に関し主体性・独自性を発揮して、積極的な役割を果たしていけるよう、人材育成システムの共通化など、地方が自らの判断により施策の一元化を実施できるようにすること。

(３)　 さらに、国においては、「子ども関連予算の将来的な倍増を目指す」と表明されてお

り、今後着実に子ども政策の推進を図るため、子ども政策にかかる費用を社会全体で負

担する新たな方策を含め、財源の安定確保に向けた道筋を早期に明示し実行すること。

　 加えて、新たな組織においても、子ども関連施策の実効性を引き続き確保するため

に地方が必要とする予算や人材等を十分に確保すること。

２　きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

　　出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、またニッ

ポン一億総活躍プランの加速化を図るため、これまでの延長線上にはない規模の少子化

対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額

など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急

に講じること。

３　子育てに関する経済的支援の充実

　　子育て家庭の生活の安定への寄与、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、子育て家庭にかかる各手当、臨時給付金について、子どもの数や所得水準等に応じた効果的な給付のあり方を検討すること。さらに、地方自治体の財政的負担が増加することのないよう国の責任において、制度の拡充に必要となる財源の確保に努めること。

４　ライフデザイン教育の推進

価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者に対し、家庭生活や家族の大切さを伝えるとともに、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせた教育を全国的に進めること。

５　就職等の支援

結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには安定した職に就き、希望に合った働き方で働き続けられることが重要なため、地域の実情に応じた就職支援や再就職支援、職業訓練、同一労働同一賃金の原則の下で、企業における正社員転換のためのキャリアアップ支援、職場定着に向けた取組などの充実を図ること。

６　出会いの支援

企業や団体等を含めた地方における出会い支援の取組に対して引き続き財政支援を行うともに、地方が独自に設置した出会い支援組織等について、取組が継続できるよう経常的な運営費等へも新たに財政支援等を行い、国として出会い支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示すこと。

７　不妊や不育症に悩む家族への支援

(１)　令和４年４月から開始された不妊治療の保険適用制度について、医療費の状況など

保険適用の効果を検証するとともに、これまでの助成制度より自己負担額が増加する

場合もあることから、保険適用範囲のさらなる拡大など抜本的な改善を図ること。また、

先進医療など保険適用外となった治療のうち、エビデンスが確認されたもの、専門機関

等の研究により効果が認められる治療については早期に保険適用とするなど、患者負

担の軽減を図ること。

（２）　先進医療にかかる不妊治療・検査、不育症治療・検査について、自己負担額の軽減

措置のため独自に助成を行う自治体への財政的支援を行うこと。

(３)　医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得に

ついて支援すること。

(４)　小児・思春期・若年がん患者の妊孕性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・卵巣の凍結・温存後生殖補助医療）への経済的支援の制度の充実を図ること。

(５)　仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度や柔軟な働き方の導入を働きかけること。また、企業が制度導入するにあたっての助成金制度を拡充すること。

(６) 　医療と福祉が連携し、不妊に悩む家族に対して、不妊治療だけでなく、子どもとの生活を育む方法として、「特別養子縁組」という選択肢があることを提示するとともに、家族の意思決定を支援する仕組みを構築すること。

８　切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(１)　市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を充実すること。

(２)　平成29年度創設された「産婦健康診査事業」の財源の確保を図り、すべての市町村が実施できる制度とすること。産婦健診に併せて新生児（２週間・１か月）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。

(３)　予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦が取り残されることがないよう、相談窓口の設置、住居確保、見守り、就労斡旋など、各種取組に対してさらなる支援の拡充を行うこと。

９　周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

(１)　助産師の確保及び養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進や助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。

(２)　リスクの高い妊産婦の分娩管理や、新生児に対する集中治療等の周産期医療を提供する医療機関に対する補助制度を拡充すること。

(３)　ＮＩＣＵ等長期入院児の在宅への移行を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

10　子ども医療費助成等の制度化

(１)　子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、全国一律の医療費助成を国として制度化すること。

(２)　地方自治体が独自に実施している助成制度（医療機関の窓口での負担軽減（現物給付））に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児までだけでなく、すべて廃止すること。

(３)　子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も５割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合を拡充するとともに、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

11　幼児教育・保育の充実

(１)　子ども・子育て支援新制度の推進について施設型給付における地方単独費用部分の廃止を含む必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。

　　　幼児教育・保育の無償化については、地方の実質的な負担が新たに生じないよう、必要な財源を国の責任で安定的に確保すること。

また、「新子育て安心プラン」に対応する受け皿の整備のため、施設整備や保育士確保を同時に進める必要があり、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう、十分な財政措置を行うこと。

(２)　保育士試験の全国統一の指定機関である(一社)全国保育士養成協議会においては、新型コロナウイルス感染症対策により、試験実施の準備にかかる経費が発生していることから、これによって生じた全国保育士養成協議会の損失について財政措置を講じること。

併せて、今後実施する保育士試験について、感染症対策として会場数を倍増するなどの措置を行うための経費について財源を確保し、支援をするとともに、国による国家試験の一元的実施についても検討を行うこと。

(３)　平成29年度に構築されたキャリアアップの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、要件とされている研修受講を促進するため、十分な代替職員の配置を可能とするなど受講しやすい環境づくりを支援すること。併せて、更なる処遇改善等の取組を進めること。また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善の統一した仕組みを国が明確に示すとともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。

(４)　 外国にルーツを持つ子どもたちへの保育や育成支援が必要となっていることから、全国の保育現場等における実態把握を行った上で、多言語・異文化対応等に必要な支援方策を検討すること。

(５)　待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう保育所や認定こども園の施設型給付など公定価格を見直すこと。

(６) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策の充実を図ること。

(７)　アレルギーへの対応や宗教への配慮が必要な子どもが増えていることから、安全で安心な給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格を見直すとともに、利用者のさらなる負担軽減を図ること。

(８)　医療的ケア児に対する適切な保育や支援を実施するため、保育所等への看護師の十分な配置が可能となるよう公定価格の見直しや補助制度の拡充を図ること。

(９)　私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。

(10)　新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置を講じること。

(11)　地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、新型コロナウイルス感染症対策により運営の自粛や利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、継続した運営が図られるよう必要な財政的支援を講じること。

(12)　自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした自然に触れる保育には、子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、地域の特性に応じた普及啓発や人材育成の取組に対し、支援すること。

12　家庭の教育力向上への支援

(１)　地方の課題により対応できるように地方からの自由な企画提案事業を採択する制度を導入するとともに、充分な額の財源を確保し、制度を恒久化すること。

(２)　「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の国の補助率を１/３から２/３に引き上げるとともに、補助対象の拡大など制度の弾力化を図ること。

13　放課後児童対策の推進

(１)　「放課後子供教室」及び「放課後児童クラブ」の実施に係る「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（文科省）」、「子ども・子育て支援交付金（内閣府）」の国負担割合を、現行の１/３から１/２まで引き上げること。

(２)　放課後児童クラブを安定して運営するため、以下の措置を求める。

①　補助要件の開設日数（250日以上）を緩和すること。それが難しい場合には、特例分（開設日数：200～249日）の補助基準額や長期休暇等分の加算などの補助制度を見直すこと。

②　長時間開所加算（平日分）について、５時間を超えた時間について、加算されるよう緩和すること。

③　放課後児童支援員以外に事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組み等を充実させること。

(３)　小規模な放課後児童クラブが運営できるよう、10人未満のクラブを補助対象とするにあたり、条件（「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」）を付さないこと。

(４)　ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。

(５)　里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用する場合の費用徴収については、保育所入所と同様に徴収を免除すること。

(６)　放課後児童クラブの利用ニーズの高まりを受けて、１単位あたりの利用人数が増加

傾向にあることから、配置される放課後児童支援員の人数増加に対応できるよう、放課

後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業における基準額の上限を撤廃すること。ま

た、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症防止対策を講じ献身的に子どもた

ちの居場所確保に努めている放課後児童支援員等に対する更なる処遇改善等の取組を

進めること。

14　子育てを支える地域社会づくり

(１)　地域で祖父母世代などを対象とした子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組むこと。

(２)　地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るため、各都道府県等が進めている子育て支援パスポート事業の全国共通展開について、国民への周知及び参加企業の拡大について取組を強化すること。

15　男性の育児参画の推進

(１)　子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりや具体的な取組が進むよう、地方が実施する男性の育児参画の取組に対する財政的支援を行うとともに、「イクボス」の取組等、企業等に対する働きかけを強めること。

(２)　希望する子どもの数の実現に向けて「第２子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、「産後パパ育休」をはじめ育児休業のほか、産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度等を拡げるため、導入する企業等への支援を行うこと。

(３)　企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「支給対象人数の拡大」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知するとともに、育児休業などを理由とした嫌がらせ（パタニティーハラスメント）の防止に向けた機運醸成の取組を進めること。

(４)　妊婦と父親となる男性が共に妊娠・出産への理解を深め、協力して子育てに取り組めるように、地方自治体や企業等における両親学級の開催を促進するための支援を行うこと。

16　育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

(１)　育児休業の更なる取得促進ならびに育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金給付率を大幅に引き上げるとともにその期間を育児休業終了時までに延長すること。

(２)　第１子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が３歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

17　企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てしながら働き続けられる職場づくりにつながるとともに、企業にとっても生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業はこれまで以上にテレワークなど多様な働き方を導入する必要に迫られている。今後、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるため、特に中小企業・小規模企業のテレワーク導入促進に向けて、助成金制度が継続的に活用できるよう支援を強化すること。

18　社会的養育推進に向けた基盤の強化

(１)　児童相談所の増設など、地域の実情を踏まえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。また、児童福祉司等の専門の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムの構築などにより、体制強化のための支援の充実を図ること。

(２)　国が主体となってＡＩ技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。

(３)　 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、自治体が担うべき役割を国が具体的に示すこと。また、自治体ごとで取組に大きな差が生じないよう、子どもの権利擁護に対する理解醸成に努めるとともに、必要な財源の確保やアドボケイトの人材確保や育成など、地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

(４)　新たに里親養育包括支援（フォスタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、ＮＰＯが円滑に事業を開始できるよう、専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築などの事業準備期間に要する経費に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など、インセンティブを与える制度を創設すること。また、里親の支援を行う児童相談所に対しても、里親委託件数の実情等に応じたスーパーバイザーの配置も含めた里親養育支援児童福祉司の配置等を行うこと。

(５)　 里親養育包括支援（フォスタリング）が永続的、安定的に行えるよう、適切に制度設計するとともに、施設においてフォスタリング事業のため配置する職員を措置費の加算の対象とすること。

(６)　里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。また、子育て短期支援事業における里親の活用について、フォスタリング機関に委託するための経費を市町村に対して支援すること。

(７)　施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に活かせるよう、更なる具体的な支援策を構築すること。また、施設の小規模化を進める上で、定員については地域の実情に応じた設定とすること。

(８)　家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実及び１ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。

(９)　乳児院及び児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。

19　発達支援が必要な子どもへの対応

(１)　幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。

(２)　発達障がいが疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

20　ヤングケアラーへの支援の強化

　　年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負うヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、迅速かつ的確な支援を実施できるよう、全国調査結果の都道府県・市町村別データの提供を行うとともに、調査結果をふまえた国の支援体制の充実を行うこと。

21　子どもの貧困対策

(１)　「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困率などが分かるような調査を実施するとともに、地域子供の未来応援交付金の当初予算規模の拡大及び対象事業の拡大などにより、地方自治体が地域の実情に応じて行う施策への十分な財政支援を行うこと。

(２)　家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、自治体が実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。

(３)　ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。

(４)　ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。

(５)　ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。（再掲）

(６)　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充や、人

材の養成及び確保に向けた取組の充実に係る予算について、十分な額の確保を図るこ

と。

令和４年１２月

近畿ブロック知事会

福井県知事　　　　杉　本　達　治

三重県知事　　　　一　見　勝　之

滋賀県知事　　　　三日月　大　造

京都府知事　　　　西　脇　隆　俊

大阪府知事　　　　吉　村　洋　文

兵庫県知事　　　　齋　藤　元　彦

奈良県知事　　　　荒　井　正　吾

和歌山県知事　　　仁　坂　吉　伸

鳥取県知事　　　　平　井　伸　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 徳島県知事　　　　飯　泉　嘉　門